

# 令和8年度ふくしまの心豊かな暮らしづくり推進事業（交流・発信）

## 業務委託仕様書（案）

### 1 目的

本委託業務は、県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきFC、福島デンソーエアリービーズ、以下「5チーム」という。）と連携して、5チームと県民が交流する機会を提供し、情報発信を併せて実施することにより、県内プロスポーツへ関心のない県民への認知を広げ、観戦者数の増加につなげることを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 委託業務の概要

5チームと県民の交流機会を提供する事業

### 4 委託業務の内容

受託者は、以下の内容について5チームそれぞれと連絡調整を行い、事業を遂行すること。

#### (1) イベント企画・運営

##### ア 実施期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

##### イ 事業ターゲット

5チームを認知していない、又は認知しているが現地観戦の経験がない県民

##### ウ 実施方法

県民と選手が直接ふれあう機会を提供することで、プロスポーツの魅力や選手の人柄・想い、チームと地域とのつながりを実感し、応援や現地観戦につながる流れを作ることを主な目的とし、交流イベントについて自由に提案すること。

本事業では、単なる動員数やイベント回数だけでなく、選手との直接交流により参加者がチームへの愛着を持ち、応援・観戦したくなる効果を重視する。そのうえで、5チーム一体での認知拡大と県民交流を軸に、本県の広い県土全域により大きな効果が波及し、参加者が「福島県にプロスポーツがある誇り」を持てるような事業展開を期待する。

##### エ 実施回数

1回以上

##### オ 参加者数

合計1,500名以上の動員（参加者数は厳密に把握すること）

##### カ 選手等参加要件

原則として、5チームの選手（各1名以上）が一同に参加するイベントの開催を最優先とする。調整の結果選手の参加が困難な場合は、一部チームについてマスコットキャラクター等による代替参加も可能とするが、その場合は実施回数の増加等、選手参加に代わる事業充実の方法を合わせて協議すること。また、イベントは複数回に分けて開催してもよいが、基本的に各チームは必ずいずれかのイベントに参加するものとする（代替参加も含む）。いずれの場合も、5チームの一体感が十分に伝わる参加計画とし、県と協議の上決定すること。

##### キ ロゴの活用

「FUKUSHIMA 5 STARS（フクシマファイブスターズ）」のロゴ（後述）を効果的に活用し、5チームが一体となった認知拡大を図ること。



(参考) 「FUKUSHIMA 5 STARS (フクシマファイブスターズ)」とは

- ・ 5チームの応援の輪を更に広げるために、福島県と県内プロスポーツ5チームが連携して作成した5チームのコラボロゴ及び5チームの総称のこと。
- ・ 「県内プロスポーツ5チームは、子どもたちに夢を与える希望の星であり続ける」という思いを込め、5チームのチームカラーを配したロゴを作成。
- ・ これまで、当該ロゴを使用したグッズを作成して販売するなど、5チームが一体となった認知度向上のために活用している。

## (2) 情報発信

- ・ 上記4(1)の企画への動員増加や5チームの認知拡大につながるよう、ターゲットの設定や多くの人にリーチできる複数媒体での実施など、効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 発信に当たっては、閲覧数や広告物の作成数など定量的な効果に分かる方法を選択すること。

## (3) 効果測定

- ・ アンケートの実施などにより、定量的に事業成果を把握すること。
- ・ 効果測定の方法は県と協議して決定すること。

## (4) その他

- ・ 県の求めに応じて必要な素材（紙媒体、PDFデータ、画像データ等）を提供すること。
- ・ 地産地消の観点から、資材の調達や告知物の制作等に当たっては、可能な限り県内事業者を利用すること。

## 5 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

## 6 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 7 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) 告知物、動画、写真等作成物のデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

## 8 委託業務実施に係る留意事項

### (1) 疑義

受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。

### (2) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ 着手届
- ・ 実施工程表
- ・ 業務実施体制図
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### (3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 完了届
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### (4) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は県に帰属するものと

し、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(5) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。

(6) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

## 9 やむを得ない事象による契約内容の変更について

やむを得ない事象の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。